

ヤミ金融対策関係機関連絡会議設置要領

(名称)

第1 この会議は、ヤミ金融関係機関連絡会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2 会議は、消費者金融、商工ローン（以下「消費者金融等」という。）の相談業務や啓発活動に関係する団体及び行政機関が緊密な連携を図り、不当な取引行為等による消費者トラブルや被害の未然防止対策、救済対策等の推進に資することを目的とする。

(所管事項)

第3 会議は、次の事項を所管する。

- (1) 各構成員に寄せられた苦情等の情報交換とその対応に関する事。
- (2) 取引上発生する諸問題の未然防止に関する事。
- (3) その他目的達成に必要な事項に関する事。

(構成員)

第4 会議は、次の者をもって構成する。

関係団体	新潟県弁護士会 新潟県司法書士会 日本貸金業協会新潟県支部 一般社団法人新潟県商工会議所連合会 新潟県商工会連合会 新潟県金融広報委員会
国	財務省関東財務局新潟財務事務所理財第1課長
市町村	新潟市消費生活センター所長 長岡市消費生活センター長 上越市消費生活センター所長
県	新潟県警察本部警務部広報広聴課長 新潟県産業労働部地域産業振興課長 新潟県総務部県民生活課長 新潟県消費生活センター所長

(会議の開催)

第5 会議は、県民生活課長が招集し、必要に応じて随時開催する。

また、必要に応じて他の関係機関の出席を求めることができる。

(情報等の取り扱い)

第6 会議における情報、資料等の取り扱いについては、個人情報の保護及び事業者の営業自由の原則の尊重に十分配慮するものとする。

(分掌事務)

第7 各構成員の事務分掌は別紙のとおりとする。

(会議の事務等)

第8 会議の議長は県民生活課長とし、会議の事務は県民生活課が担当する。

(その他)

第9 「新潟県貸金業関係三者連絡会」と必要に応じて連絡を行うものとする。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項があるときは会議において定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成15年7月18日から実施する。

(附則)

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

(附則)

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

(附則)

この要領は、令和3年4月1日から実施する。

(附則)

この要領は、令和4年4月1日から実施する。

別紙

関係機関	共回事務	関係機関の事務
新潟県弁護士会	○一般的相談への対応 ○苦情・相談の記録	・法律相談の案内 ・弁護士の紹介
新潟県司法書士会	○悪質業者にかかる苦情 の関係機関への連絡	・法律相談の案内 ・司法書士の紹介
日本貸金業協会新潟県 支部	○無登録業者の県警への 通知(県警は除く) ○無料法律相談の紹介	・無料相談の案内 ・各関係機関への貸し金業界の情報提供 ・会員貸金業者等への苦情等への対応
(一社)新潟県商工会 議所連合会	(各機関実施のもの) ○登録業者に対する貸出 自粛依頼の案内(協会 で登録)	・各関係機関への情報提供
新潟県商工会連合会	○未然防止のための啓発	・相談に係る情報提供 ・無料相談の案内 ・各関係機関への情報提供
新潟県金融広報委員会	○未然防止のための啓発	・各関係機関への情報提供 ・講演会の開催等
関東財務局新潟財務事 務所	○一般的相談への対応 ○苦情・相談の記録 ○悪質業者にかかる苦情 の関係機関への連絡	・財務局登録業者に対する行政処分 ・財務局登録者に係る苦情処理 ・貸金業に係る全国的動向の情報提供
新潟市、長岡市、上越 市消費生活センター	○無登録業者の県警への 通知(県警は除く)	・相談に係る情報提供
県警広報広聴課長	○無料法律相談の紹介 (各機関実施のもの) ○登録業者に対する貸出 自粛依頼の案内(協会 で登録)	・各警察署との連絡調整
地域産業振興課長	○登録業者に対する貸出 自粛依頼の案内(協会 で登録)	・県知事登録業者に係る苦情処理 ・県知事登録業者への立入検査の実施 ・県知事登録業者への行政処分
県民生活課 県消費者センター	○未然防止のための啓発	・各関係機関の連絡調整 ・県内消費生活センターとの連絡調整 ・相談に係る情報提供